

憲法とキリスト教：最終回 カルトとは何か（二） 自分で考え、共に読み、人生を豊かに

南野， 森
九州大学大学院法学研究院：教授

森島， 豊
青山学院大学：教授

久保， 文彦
上智大学基盤教育センター：講師

小林， 剛

<https://hdl.handle.net/2324/7343255>

出版情報：福音宣教. 77 (10), pp.2-8, 2023-11-01. Oriens Institute for Religious
バージョン：
権利関係：



しい個人であり、自律的に自分の人生を選択し、歩んでいくという人間像だと思います。

しかしそれは他方、一人ひとりにとっては重い負担であり、そうではなく、あれこれ悩まずに言われた通り、周囲に合わせ、自我を消して生きていく方が楽だという人もいます。ですからそういう「選択」の自由も含め、日本国憲法は、それぞれに自由な生き方を認めていると考えるべきだと思います。「お前の生き方は尊重できる」「お前の生き方は価値がない」というようなことを、国家・公権力が決めるということを認めてはいけないという一線があります。「ダメな選択をしているなあ」「自堕落な生き方だなあ」と思えたとしても、それは、国家・公権力との関係では尊重されなければいけないと思います。

小林 なるほど。久保先生、いかがでしょうか。

久保 カトリックの神学校では、哲学が必修科目になっています。哲学を学ぶ効用は、物事の原理を問いつつ、世間の常識となった道徳的価値について考え直すきっかけをつかめることです。人間の本性に備わった

理性と良心を十全に働かせ、思い込みや偏見から自由になって真実を追求する姿勢を、哲学することで固める。その後で聖書や教義学を本格的に学ぶのです。

私は大学時代に哲学を専攻しました。物事の原理を認識することの意義や、認識の主体である人間それ自体のあり方について反省することの大切さを、哲学から学びました。カルト宗教の一番の問題は、物事を自分の頭で考えて、真偽や善悪を主体的に追求する生き方を軽んじる点ですね。特に、教団指導者の発言を批判したり、教団の教えに疑問を投げかけたりすること認めない。そういう狭い枠にカルト宗教は人を押し込め、理性と良心の健全な働きを抑えつけます。人間性を歪めるカルト宗教の力に屈しないために、哲学を重視するカトリックの伝統は貴重です。

日本の公教育のカリキュラムには哲学がありません。例えばフランスでは大学の入試科目に哲学があり、高校では哲学が必修です。重要なテーマについて哲学的に議論する機会が国民に確保されています。他方、そういう知的訓練を受ける機会が日本社会には乏しい。そこにカルト宗教がつけ入る隙ができていくように思われます。

巻頭特別企画

憲法とキリスト教

最終回 カルトとは何か
(二) 自分で考え、共に読み、人生を豊かに



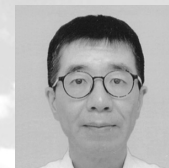
南野 森

みなみの・しげる ●
1970年京都府生まれ。
九州大学法学部教授。
著書に『憲法主義』、
『憲法学の世界』等。
本誌に「京・江戸・博
多、そして巴里」を連
載中。



森島 豊

もりしま・ゆたか ●
1976年神奈川県生まれ。
青山学院大学教授・宗
教主任。渾身賞最優秀
賞。『抵抗権と人権の
思想史』(教文館、202
0年)で青山学院学術
賞。



久保文彦

くぼ・ふみひこ ●1965
年長野県生まれ。上智
大学・基礎教育センタ
ー講師。聖書学・キリ
スト教人間学を専攻。
カトリック東京教区信
徒、『福音宣教』編集
企画委員。



小林 剛

こばやし・ごう ●1967
年千葉県生まれ。本誌
編集長、哲学研究者。
著書に『旧約聖書に見
るあがないの物語』
(オリエンツ宗教研究
所)など。

前回、カルトとは宗教だけにあるのではなく、さまざまな共同体にありえ、悪い共同体は一人ひとりに考えさせない、おかしいと思う感性を育てる教育をしてないという特徴があるとのこと指摘が森島氏よりありました。

自分で選択した信念／自堕落な選択

小林 以前、憲法第一三条が認める個人の尊重とは何かということを話し合いました。私は、尊重されるべきものは、尊重されるべき価値を持ったものであつて、自分勝手でも何でもいいわけではないと思います。尊重されるべきものには自分で考え、選んだ信念という側面があると思います。

日本国憲法は、そういうことを促しているものであると捉えることができます。ですから、森島先生がおっしゃったような、宗教に限らない公教育の場で、自分で考え、自分で選び生きていくということが、日本社会の基本的な枠組みになっていると、そこまで教えてもいいのではないかと、逆に教えないとまずいのではないかというように思います。南野先生、いかがでしょうか。

南野 おっしゃることはよく分かります。それが望ま

聖書に向き合い、自分で出会っていく

森島 こういう機会でないとなかなかカトリック教会の方々に聞けないので質問したいことがあります。プロテスタント教会では幼児洗礼を授ける教会もあります。けれども、教会に行くと若い人が非常に少ないのです。親がキリスト者の家庭では、子どもたちが教会に來ているかという点、どうもそうではないのです。

逆説的なのですが、これは子どもの自由意志を重んじているということでもあります。つまりカルト化しないから、残念ですが若者が少ないという現象も起きるのだと思うのです。子どもたちの自由な意思、主体的な意思と信仰を尊重するので強制的に教会に來させることをしていない。だから離れて行ってしまうことも残念ながらあるのだと思います。カトリック教会はどのような状況でしょうか。

久保 さまざまですね。家族と一緒に教会に通うのが大好きな子ども、若者がいる一方で、成長してから教会からは距離を置く人もいます。

森島 長崎で以前牧師であったとき、カトリックの神父さんにお世話になったことがあります。その時にカトリックの教会を訪れて驚いたことがあります。それ

力を与える」ということです。主イエスご自身がそうしておられたように、み言葉を通して神様に愛されている自分に向き合う。これを教会は大切にすべきだと思ひ、そういうことを経験した人がカルトに触れた時に「何かおかしい」と思うのではないかと思います。皆さんいかがでしょうか。

小林 久保先生のお話とそれを絡めてみたいです。久保先生は、カトリックでは哲学から入るという伝統に言及されました。自分の頭を一生懸命使い、考えに考え抜く。そして最終的に神に到達できるという道筋があると思います。そこまでいったときに、南野先生がおっしゃるような「考えるのは苦手」とか「考えたくない」、あるいは身体的な理由で「考えられない」人もいるかもしれません。あるいは動物、すべての存在がそれぞれのあり方において価値があるという認識に到達する道筋を、カトリックの伝統的哲学は描いてきたと思います。人間が自分で考えるということ、そういうあり方をしていない人も含め、すべてに価値を見出すということは矛盾しないという地点に到達するという伝統です。久保先生いかがでしょう。考えることを排除するということにはならないと思うのですが。

は、カトリック教会が、プロテスタント教会で昔やっていたことを積極的に取り入れていたからです。たとえば、フォークミュージックが流行ったときの賛美歌を集会で歌ったり、聖書研究を大事にしているグループがありました。

プロテスタント教会は聖書研究と祈祷会を大切にしてきました。教会が伝統的に大切にしているのは、その人が主体的に聖書の言葉の前に立ち、それに応えて自分の言葉で自由に祈ることです。その時に、いろいろなことを疑問に思ひます。たとえば九九匹と一匹の羊のたとえなど、「山に残された九九匹の羊はどうなってしまうのだろう」とか。そういう問いを持ちます。こういう時に牧師と信徒の間に対話が生まれ、そこで聖書の言葉と自分を関係づけ、神様と向き合っていく。その中で「神様に愛されている自分なんだ」ということを聖書の言葉を通して気づいていく。聖書の言葉を通してキリストと出会うという出来事を大切にしていたのです。これは決してカルト化しているわけではないのです。考えることを奪っているのではなく、自分で考えて、向き合わせているのです。

ここでも私が一貫してお伝えしているのは「考える

共同で読み、考え、話し合い、人生を豊かに

久保 森島先生のご指摘どおり、キリスト教の強みは、基本テキストである聖書を、礼拝の中で一人きりではなく共同で読み、その経験を共有できる点です。聖書の言葉に人生の指針となるメッセージがどう語られているか。礼拝への参加は、この問いを仲間と共に考えるか。語り合う時間を、人生の中に確保することです。聖書の言葉と一人で行き合い、学ぶことは有益です。考えることが得意な人は、専門研究者になれば良いでしょう。ただ、聖書については共に学ぶことが何より大切です。考える力は共に学ぶことによって与えられ、養われる。聖書の読み方について私が教えを受けた学者の一人に、太田道子さんがおられます。新共同訳聖書の旧約部分の翻訳者の一人で、編集実務も担当された方です。太田さんの言い方を借りますと、聖書とは信仰共同体を支える土台として、つまり基礎文書として編集された書物です。基礎文書である聖書の内容について、信徒は仲間と共に学び、その意義を明らかにする役割を与えられているということです。

教会では、日曜日の礼拝で聖書が朗読されます。礼拝に参加する信徒は誰であれ、聖書の言葉が何を語り

かけているのかを、祈りながら考えます。その考えを自分の言葉に置き直して、仲間と分かち合う。基礎文書としての聖書は共有財産ですから、一人ではなく、仲間と共に学ぶことが大切です。共に学ぶことを通して、共に生きる人間のいのち、人間の尊厳を尊重する感覚を養う。神と対話し、礼拝に集まる仲間との対話と分かち合いを繰り返すことは、人間の成熟を促します。そこにキリスト教の伝統の豊かさがあります。人間の共同性の支えとなる基礎文書があれば、人間が共有すべき価値について共に考え、議論することは難しくなるように思われます。

基礎文書としての日本国憲法

久保 現代の日本社会の土台に、国民が共有する基礎文書があるでしょうか。大学生に尋ねてみると「ない」と答える人が多いのですが、聖書と同じく、人間の尊厳が尊重される新しい社会の形を構想した日本国憲法が、日本社会の基礎文書であると私は考えています。

小林 そのことに関連し、南野先生にお伺いしたいのですが、日本国憲法の問題にのっとれば、一人ひとり

が自分で考え、自分で良し悪しを判断し、それを選び取って生きていくのは素晴らしいことです。他方、そういうことをしない人、できない人、いろいろな人がいます。その人たちの価値が貶められるのではなく、すべてに価値が認められるし、それらが調和するような形を、日本国憲法をもとにして、国民に広めていくということはできるのではないかとこのような希望を持っています。いかがでしょう。

憲法が基礎文書となるために

南野 それがいままでできていなかったとすると、それは憲法学者にも責任があるのだと思います。象牙の塔にもって自分たちは高尚な学問をしていればそれでいいんだ、と。せいぜい政治を動かしている議員とか、裁判を担当している法律家に向けて論文を書いて発表していればそれでいいんだという感覚がもしかしたらあったかもしれません。

ただ、諸外国と違うところだと思うのですが、久保先生がおっしゃる基礎文書、諸外国では実は憲法がその性質を持っていると思いますが、もちろん、聖書に比べると内容も分量も比べ物になりませんが、それで

も憲法という文書は、その社会の共通の基盤として存在するものであり、たとえば異なる宗教の人たちが共に暮らしていくためには憲法の政教分離が必要で、宗教の自由が必要だ、というように、最低限の社会の約束事が憲法に定められているのだと思います。

そういうものとして憲法を学び、日々の生活に活かしていく、という一定の共通理解が欧米先進諸国にはあるように思います。卑近な例かもしれませんが、「憲法通り」とか「憲法広場」といった、憲法と名のついた公共スペースが諸外国にはよくあります。ところが日本では、憲法記念日はありますが、それ以外に国民全体で憲法について考えようという姿勢が出ていない場所や機会がありません。

それにはいろいろな背景があります。日本社会が憲法を対立軸にして分裂してきたという歴史もあります。とにかくそこは西欧と日本社会との大きな違いです。

でもそういうところに憲法学者が言わばあぐらをかいて、実社会と距離を取って、憲法について話を聞きたいという人に向けては話してきたけれども、そうでない部分には何も働きかけてこなかったというところがある。今まではなかったのではないかと気がします。

社会の共通の基礎文書の一つになっていけるかどうかは、第一義的にはわたしたち憲法学者が努力すべきところだと思っています。

小林 森島先生が先ほど指摘された、カルト宗教という形で社会に現れてきた、日本のカルト性の問題を解決していくために、久保先生がおっしゃるような日本国憲法の基礎文書化ということが非常に重要だと思います。例えば、特定の思想信条ではないので、学校で憲法の授業があってもおかしくはないわけです。日本国憲法が中立的な側面を持っていることはある程度言えると思います。基礎文書化、共通テキスト化を通して、人間が考え、選び、生きていく。そして、そうでないあらゆる生き方も包摂し価値を認めていく、そういうあり方が日本の諸問題を解決すると思いますし、そのためには日本国憲法しかないと思います。

わたしたちキリスト者としても、キリストの福音がキリスト教会という狭い領域を超えて社会に役立っていくべきだと思います。

森島 そうですね。わたしたち日本人のなかで権利意識というものが大人も、若い世代も希薄なのではないかと思っています。それは憲法を基礎文書にして学ぶとい

うことが少ない、ということも背景にあるのではないかと思います。私たちの規範というのはどちらかというと権利ではなく、「人に迷惑をかけないこと」であり、そういうところでは「助けて」とも言えないような、そういう空気、国民性というのがあるのではないかと思います。

しかしどんなに小さな存在であつたとしても、その人には生きる権利、発言する権利があつて、またそれを議論することもできる、そう言える環境が必要なのではないかと思います。

その意味でも、自分たちの権利意識を養う共通テキストとして日本国憲法という存在に大きな意義があるのではないかと思います。

この憲法がまったく性質の違うものに変えられてしまえば、また話が全然違ってきますが。いずれにせよ、わたしたちに欠けているものは権利意識と、それを養う憲法教育だ、という面は確かにあるのではないかと思います。

南野 制度設計としては、学校教育で憲法教育をしましょうということとはもとあつたはずで、その証拠に教職免許の必修科目に大学では「日本国憲法」が入

っています。しかしその実態は残念なことになっていて、単なる暗記科目と捉えている学生も多いのが実情です。小・中・高の段階できちんとした法教育をすることがとても大切ですし、その前段階の、大学における教員養成段階においてもきちんとした憲法教育、法教育が必要だと思っています。

小林 日本人の心性を研究したうえで、私たちのこのような夢が実現できるかを考え、制度だけではなく、心を込めて憲法に向き合う必要があります。

森島 そのためにも歴史を学ぶべきです。国民は憲法をもらったものと考えているかもしれませんが。自分たちで獲得しているという認識が希薄なので、自分たちが担っていく、守っていくという感覚が少ないのではないのでしょうか。日本人がどんな壁にぶつかり、乗り越えてきたかの認識を共有財産として持つていなければならぬと思います。その学びの中で、キリスト教信仰が果たした大きな意味を再発見できるはずです。

【完】

二〇二三年六月二九日、Zoomにて実施